

藍住町次世代育成支援行動計画

(後期計画)

平成 22 年 3 月

藍 住 町

計画の目次



第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況	4
1 少子化の現状	4
2 産業と就労の現状	9
3 子育てに関する意識の現状	10
4 推計人口	18
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 基本目標	21
3 主な視点	22
第4章 施策の展開	24
基本目標1 安心して、楽しく子育てができるまち	24
基本目標2 地域が一体となって、子どもを育てるまち	31
基本目標3 子どもが安心して、豊かに成長できるまち	34
■ 事業の数値目標	44
第5章 計画の推進に向けて	45
1 庁内における総合的推進体制の充実	45
2 進行管理・評価・チェック	45
3 住民・関係団体等との協働体制	45
資料	46
藍住町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱	46
藍住町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿	47

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。

このような中、国においては「エンゼルプラン」（平成6年）、「少子化対策基本目標」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）などにより、少子化対策が推進されてきました。しかし、出生率の低下という現象は続いています。

一人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値である合計特殊出生率は、平成20年には、平成19年の1.34を0.03ポイント上回る1.37となり、2年連続で上昇しました。しかし、総人口維持水準である2.08を昭和49年以降一貫して下回っており、少子化の進行は歯止めがかかっていない状況です。

また、婚姻についてみると、平成20年の婚姻件数は726,113件（概数）、婚姻率は5.8（概数）といずれも前年から増加に転じていますが、平均初婚年齢は平成20年で男性が30.2歳、女性が28.5歳と上昇を続けており、晩婚化が進行しています。

このため、子どもを生みたい人が安心して健やかに生み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが、これまで以上に必要とされています。

こうした少子化の流れを変えるため、平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）及び「児童福祉法の一部を改正する法律」を成立・公布しました。推進法では、市町村は国が示す行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定するものとしており、藍住町では、平成17年3月に「藍住町次世代育成支援行動計画」（以下「前期計画」という。）を策定しました。

さらに、前期計画策定以降も、全国的な少子化が進行している状況を踏まえ、国は「子どもと家族を応援する日本重点戦略」（平成19年12月）を策定しました。この重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として進めていく必要があるとし、特にワーク・ライフ・バランスの実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、国としても新たな取組を進めていく方針を示しています。

本計画は、このような全国的な動向も踏まえつつ、藍住町におけるこれまでの次世代育成支援対策の取組の進捗状況や課題を整理し、平成22年4月から始まる新たな行動計画（以下「後期計画」という。）として策定するものです。

2 計画の性格

本計画は、推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもたちと子育て家庭を対象に、藍住町がこれから進めていく次世代育成支援対策の目標や方向性を示したものです。

また、本計画は、国や県の動向を踏まえるとともに、これまでの町の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、既存計画との整合性も図りながら、地域社会での協働のもと、母子保健や児童福祉、教育、その他子育て支援における環境整備等、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

さらに、藍住町の次世代育成支援対策を着実に推進していくために、住民一人一人を始め各家庭や学校・地域・職場の積極的な取組を推進するものです。

3 計画の期間

本計画は、推進法で規定する10年間の集中的な取組期間のうち、平成22年度から平成26年度までの後期5年間の計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、藍住町の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

平成 17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
前期計画期間									
				(見直し)					
					後期計画期間				

4 計画の策定体制

本計画は、策定の段階から積極的な住民参加によって計画づくりを行いました。

(1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的及び質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前児童及び小学校児童の保護者を対象に、平成 21 年 4 月、「藍住町次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施しました。各結果から出た意見や課題を計画に反映させています。

■「藍住町次世代育成支援に関するニーズ調査」の概要

調 査 対 象	就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯
標 本 数	1,500 人	981 人
調 査 方 法	郵送配布一郵送回収	
有 効 回 収 数	711 人	480 人
有 効 回 収 率	47.4%	48.9%
調 査 時 期	平成 21 年 4 月 10 日～ 4 月 24 日	
調 査 地 区	町 内 全 域	

(2) 藍住町次世代育成支援行動計画策定委員会

本計画の策定にあたり、策定段階において関係者の意見を幅広く聴取するため、子育て支援サービス利用者、関係団体、有識者などからなる「藍住町次世代育成支援行動計画策定委員会」を開催し、前期計画の進捗状況や「ニーズ調査」、新たな課題などをもとに、素案の検討を行い、藍住町の子育て支援のあり方について協議しました。

(3) パブリック・コメント

本計画の策定にあたり、その内容について広く住民の意見を聴取するため、平成 22 年 1 月 10 日に案を公表し、平成 22 年 2 月 9 日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

1 少子化の現状

(1) 人口の推移

藍住町の人口は、平成21年4月1日現在で33,072人となっており、昭和60年の22,619人から増加傾向にあります。

また、年齢3区分人口割合の推移をみると、年少人口は大幅に減少傾向であるのに対し、高齢者人口は増加傾向にあり、少子高齢化が急速に進行している状況がみられます。

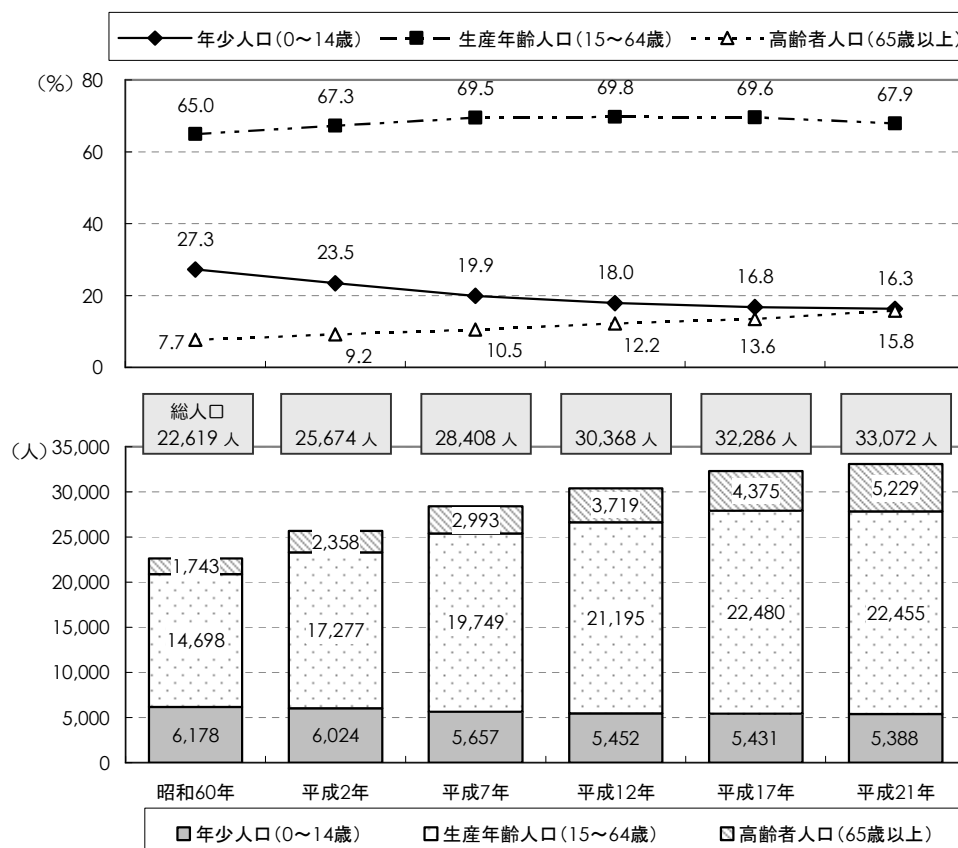
総人口と年齢3区分人口（比率）の推移

単位：人、%

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
総人口	22,619	25,674	28,408	30,368	32,286	33,072
年少人口 (0～14歳)	6,178	6,024	5,657	5,452	5,431	5,388
(総人口比)	27.3	23.5	19.9	18.0	16.8	16.3
生産年齢人口 (15～64歳)	14,698	17,277	19,749	21,195	22,480	22,455
(総人口比)	65.0	67.3	69.5	69.8	69.6	67.9
高齢者人口 (65歳以上)	1,743	2,358	2,993	3,719	4,375	5,229
(総人口比)	7.7	9.2	10.5	12.2	13.6	15.8

※ 年齢不詳人口を含む

【資料】昭和60年～平成17年：国勢調査、平成21年：住民基本台帳（4月1日現在）



(2) 世帯数の推移

藍住町の世帯数は、昭和 60 年の 6,174 世帯から平成 17 年には 11,040 世帯となっており、増加傾向にあります。

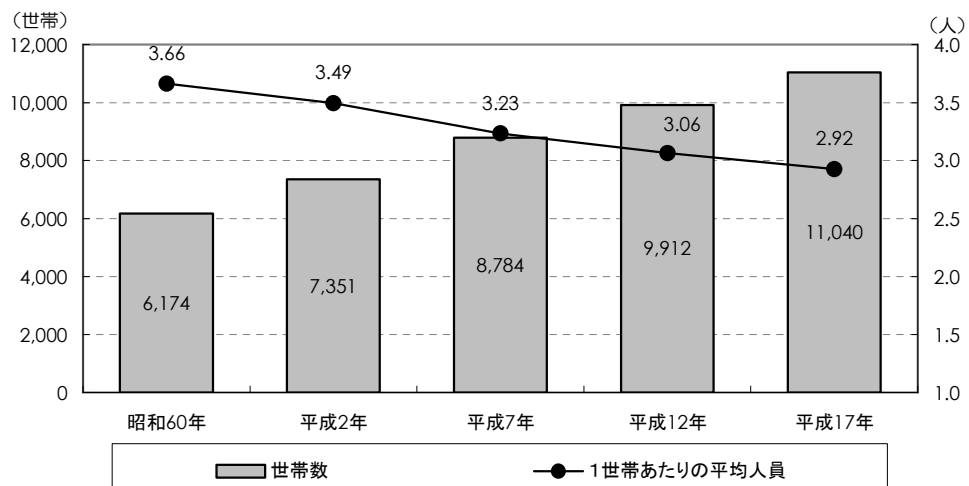
また、1 世帯あたりの平均人員は昭和 60 年では 3.66 人であったのが、平成 17 年には 2.92 人と 3 人を下回り、減少傾向となっており、核家族化が進行している状況がみられます。

世帯数および 1 世帯あたりの平均人員の推移

単位：人、世帯

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総人口	22,619	25,674	28,408	30,368	32,286
一般世帯数	6,174	7,351	8,784	9,912	11,040
1 世帯あたりの平均人員	3.66	3.49	3.23	3.06	2.92

【資料】国勢調査



(3) 出生の動向

① 出生数

出生数の推移をみると、平成 11 年から平成 17 年において、最大で平成 12 年の 402 人、最小で平成 17 年の 351 人となっており、減少傾向となっています。

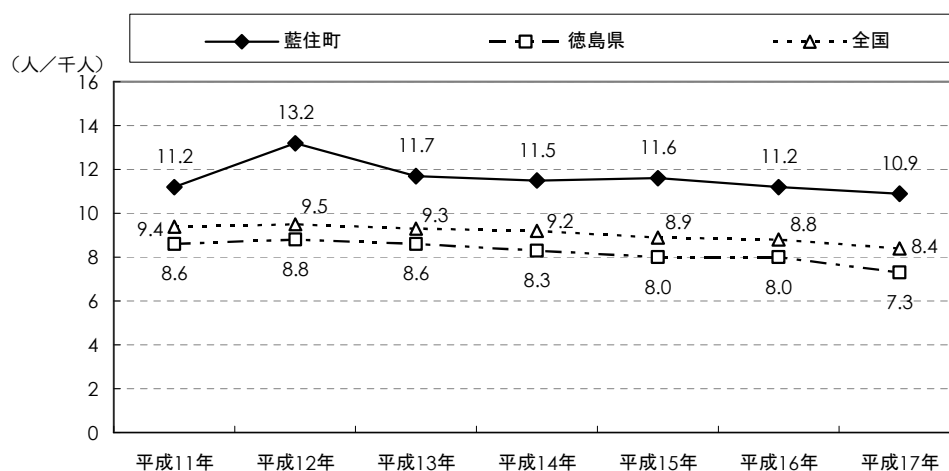
人口千人に対する出生率では、全国・徳島県と比較すると高い数値となっているものの、平成 12 年以降、減少傾向となっています。

出生数および出生率（人口千対）の推移

単位：人、人／千人

区 分		平成 11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	16 年	17 年
藍住町	出生数	337	402	361	359	367	358	351
	出生率	11.2	13.2	11.7	11.5	11.6	11.2	10.9
徳島県	出生数	7,135	7,224	7,038	6,836	6,556	6,493	5,913
	出生率	8.6	8.8	8.6	8.3	8.0	8.0	7.3
全国	出生数	1,177,669	1,190,547	1,170,662	1,153,855	1,123,610	1,110,721	1,062,530
	出生率	9.4	9.5	9.3	9.2	8.9	8.8	8.4

【資料】徳島県保健統計年報



② 合計特殊出生率

平成 15 年から平成 19 年における平均の合計特殊出生率は 1.46 と、全国平均・徳島県平均と比べると高く、また、周辺市町と比較しても高い数値となっています。

しかし、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準：2.07～2.08）から、大幅に下回っている状況です。

平均合計特殊出生率（平成 15 年～平成 19 年）

藍住町	北島町	松茂町	板野町	上板町	鳴門市	徳島市	徳島県	全国
1.46	1.45	1.43	1.25	1.33	1.22	1.25	1.33	1.31

【資料】厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」（平成 15 年～平成 19 年）

③ 母親の年齢階級別出生率

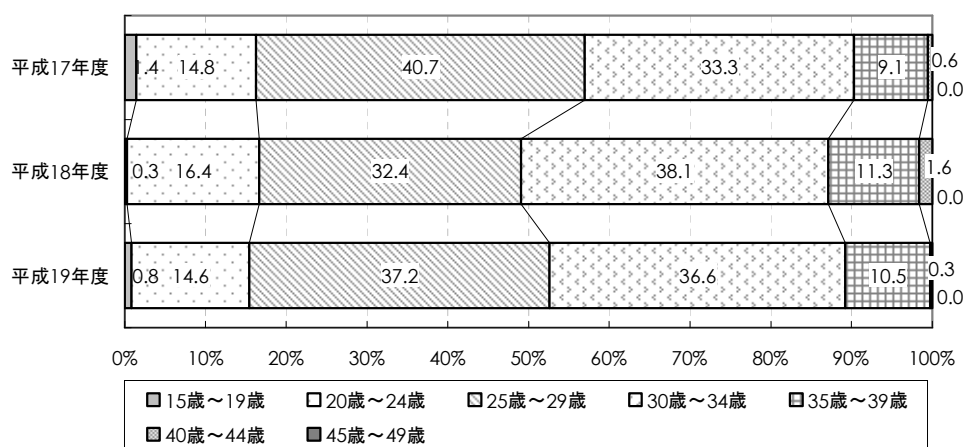
母親の年齢階級別出生数の割合をみると、25～29 歳及び 30～34 歳が全体の 7 割以上、35 歳以上が約 1 割を占めています。また、平成 17 年に比べ、20 歳代の出生数はやや減少していますが、30 歳以上の出生数は増加しており、晩産化が進行している状況がみられます。

母親の年齢階級別出生数とその割合の推移

単位：人、％

区 分		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
出生数・割合		351	100.0	373	100.0	363	100.0
母親の年齢	15 歳～19 歳	5	1.4	1	0.3	3	0.8
	20 歳～24 歳	52	14.8	61	16.4	53	14.6
	25 歳～29 歳	143	40.7	121	32.4	135	37.2
	30 歳～34 歳	117	33.3	142	38.1	133	36.6
	35 歳～39 歳	32	9.1	42	11.3	38	10.5
	40 歳～44 歳	2	0.6	6	1.6	1	0.3
	45 歳～49 歳	0	0.0	0	0.0	0	0.0

【資料】徳島県保健統計年報



(4) 婚姻等の状況

① 婚姻率・離婚率

婚姻の状況は、婚姻件数及び婚姻率ともに平成 15 年以降やや増加傾向にあります。全国及び徳島県の婚姻率と比較すると、全国、徳島県を上回る婚姻率となっています。

離婚の状況は、離婚件数及び離婚率ともに平成 16 年に増加しており、これに対して全国、徳島県ともに離婚率は下降傾向となっています。

婚姻・離婚件数の推移

単位：件

区 分		平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
婚 姻	婚姻件数	219	206	183	203	214
	婚姻率（人口千対）	7.1	6.6	5.8	6.4	6.7
	徳島県	5.2	5.0	5.0	4.7	4.5
	全国	6.4	6.0	5.9	5.7	5.7
離 婚	離婚件数	63	90	86	91	75
	離婚率（人口千対）	2.04	2.88	2.72	2.86	2.34
	徳島県	2.07	2.04	2.02	2.02	1.96
	全国	2.27	2.30	2.25	2.15	2.08

※ 婚姻率は「婚姻件数／人口×1,000」、離婚率は「離婚件数／人口×1,000」でそれぞれ算出

【資料】徳島県保健統計年報

② 平均初婚年齢

平均初婚年齢の推移をみると、徳島県では、夫・妻ともに全国よりも若い年齢で推移しているものの、昭和 60 年の夫 27.7 歳、妻 25.0 歳から、平成 17 年には夫 29.2 歳、妻 27.5 歳と、ともに 2 歳程度年齢が上がっており、晩婚化の進行が伺えます。

初婚の平均年齢

単位：歳

区 分		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
徳島県	夫	27.7	27.8	28.0	28.0	29.2
	妻	25.0	25.3	25.7	26.3	27.5
全国	夫	28.2	28.4	28.5	28.8	29.8
	妻	25.5	25.9	26.3	27.0	28.0

【資料】徳島県保健統計年報

2 産業と就労の現状

女性の就業状況をみると、25～29 歳にピークを迎え、その後結婚や出産、子育て期に就業率は減少し、その後子育てが終わった 45～49 歳にかけて再び増加するいわゆるM字型曲線を示しており、平成 12 年と比較すると、やや緩やかな曲線となっています。

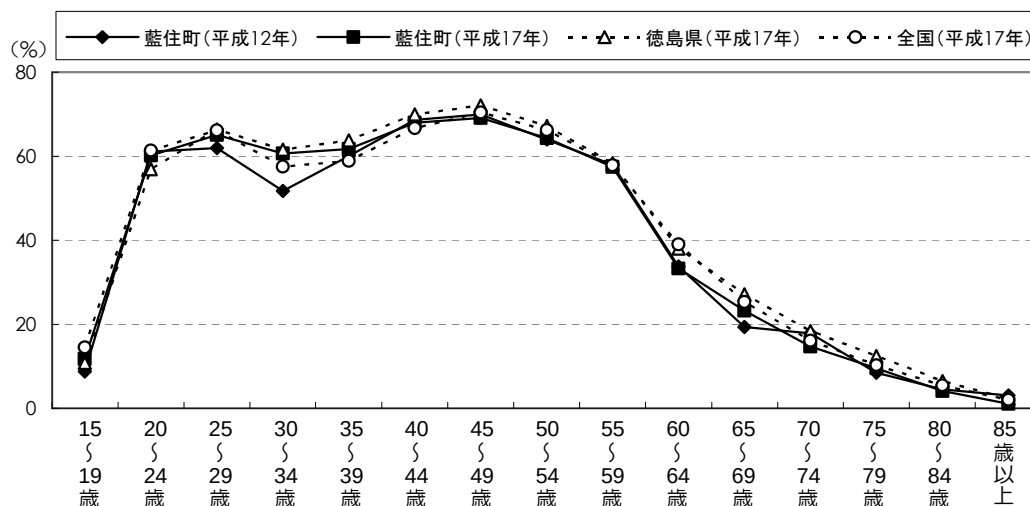
また、徳島県や全国と比較すると全体的にやや下回っていますが、曲線はおおむね同じ傾向となっています。

女性の年齢別就業率

単位：％

区 分	藍住町		参考（平成 17 年）	
	平成 12 年	平成 17 年	徳島県	全国
15～19 歳	8.8	11.8	10.8	14.5
20～24 歳	61.1	60.2	56.9	61.4
25～29 歳	62.0	65.1	66.4	66.1
30～34 歳	51.8	60.7	61.6	57.5
35～39 歳	60.1	61.7	63.8	58.9
40～44 歳	68.7	68.0	69.9	66.7
45～49 歳	69.9	69.1	72.1	70.4
50～54 歳	64.0	64.3	67.2	66.2
55～59 歳	58.0	57.5	58.3	57.9
60～64 歳	33.8	33.3	38.0	39.1
65～69 歳	19.4	23.3	27.1	25.4
70～74 歳	17.9	14.7	18.4	16.1
75～79 歳	8.5	9.5	12.5	10.3
80～84 歳	4.5	4.2	6.5	5.5
85 歳以上	3.1	1.1	2.3	2.1

【資料】国勢調査



3 子育てに関する意識の現状

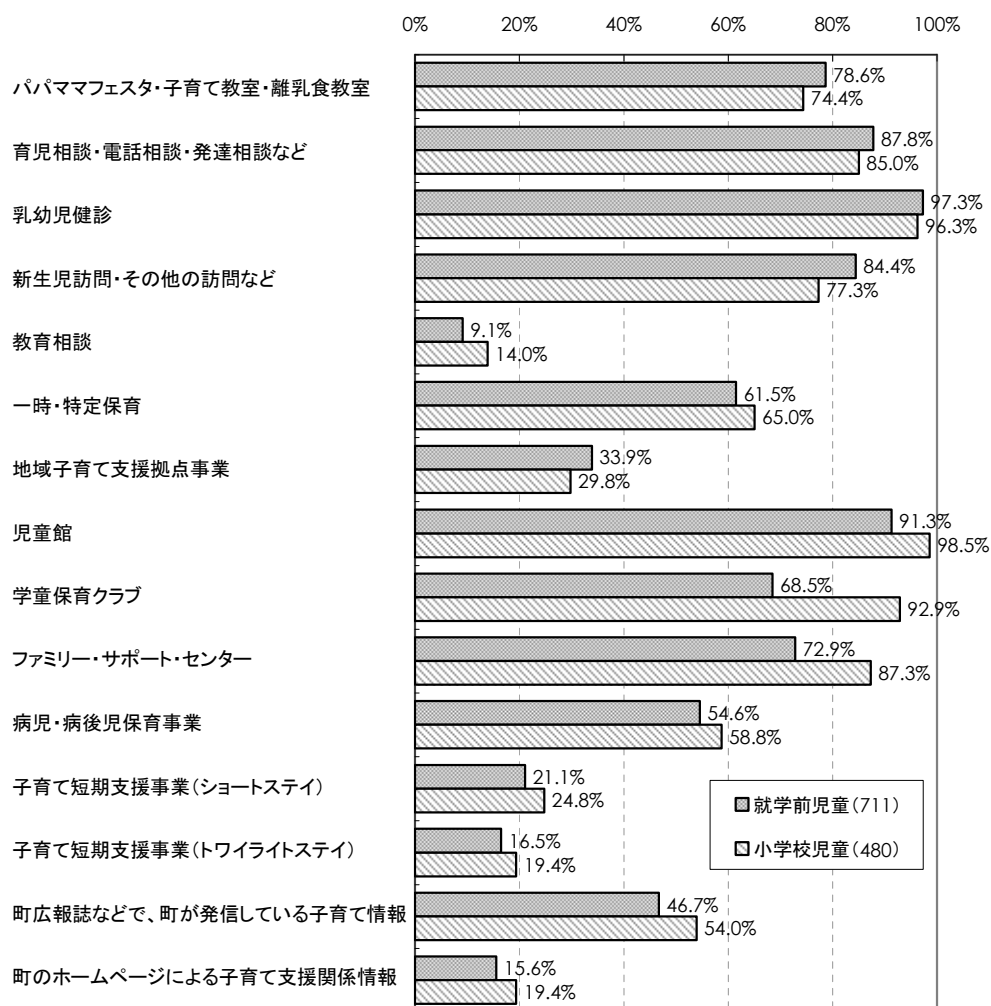
(1) 子育て環境への評価

① 子育て支援サービスの認知度

サービスの認知度については、就学前児童を持つ保護者では“乳幼児健診”で最も高く、次いで“児童館”となっており、小学校児童を持つ保護者では“児童館”で最も高く、次いで“乳幼児健診”となっています。

また、“パパママフェスタ・子育て教室・離乳食教室”、“新生児訪問・その他の訪問など”では就学前児童を持つ保護者の割合が高く、“児童館”、“学童保育クラブ”では小学校児童を持つ保護者の割合が高くなっており、子どもの成長に応じたサービスの認知度が高くなっています。

子育て支援サービスの認知度



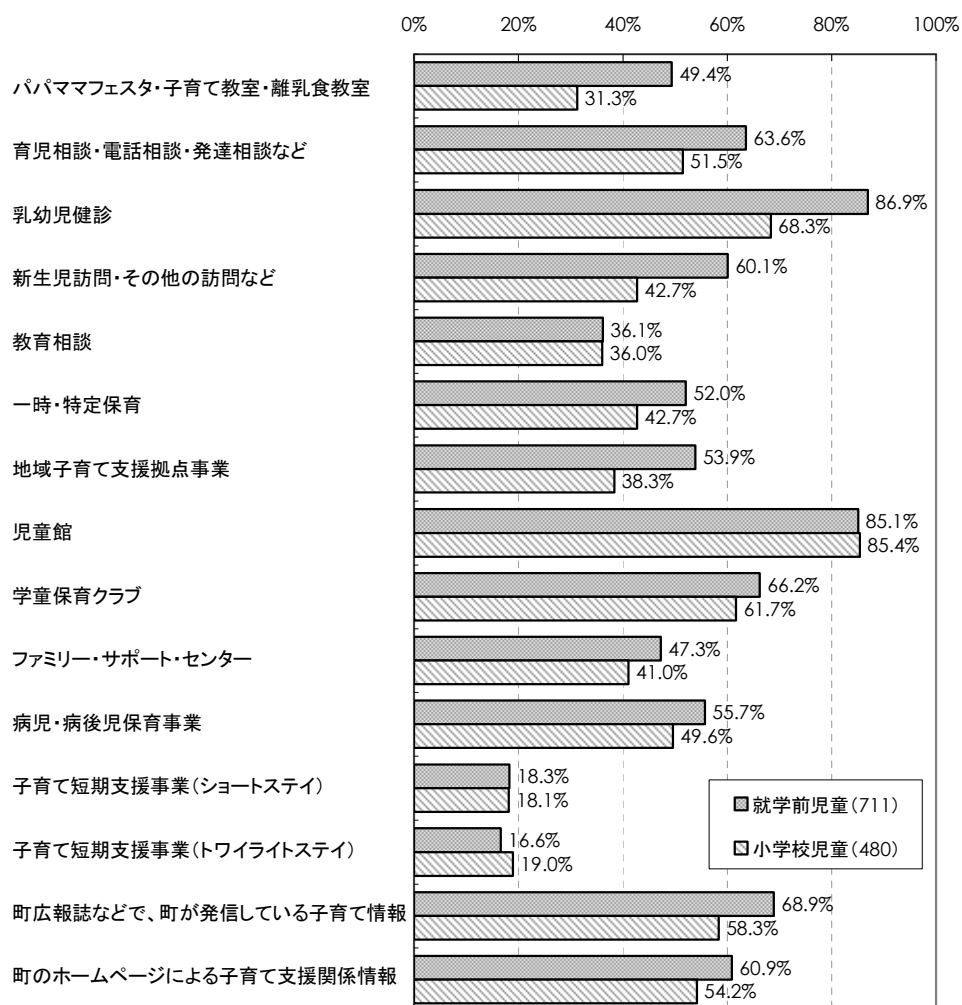
※ グラフ内の（ ）の数値は、その設問の回答対象者総数を表しています。以降のページについても同様です。

② 子育て支援サービスの今後の利用意向

サービスの今後の利用意向については、ほとんどの項目において、就学前児童を持つ保護者の方が各種サービスに対する利用意向が高くなっています。

また、“町広報誌などで、町が発信している子育て情報”、“町のホームページによる子育て支援関係情報”では就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに高く、子育てに関する情報提供サービスへの利用意向は高い結果となっています。

子育て支援サービスの今後の利用意向

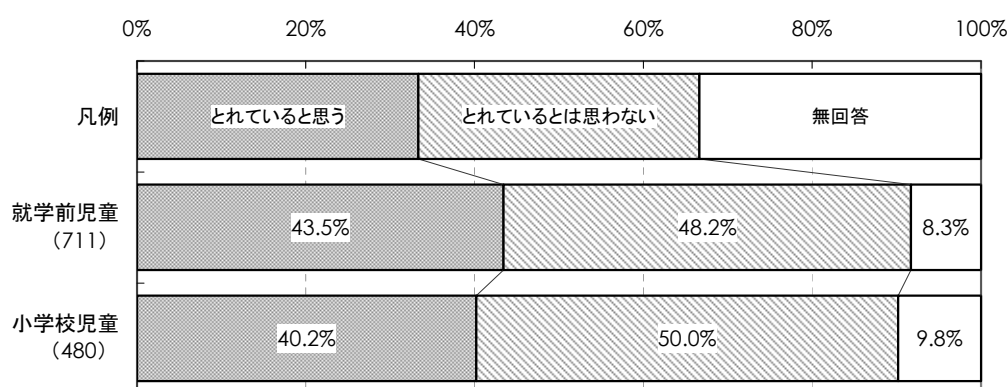


(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

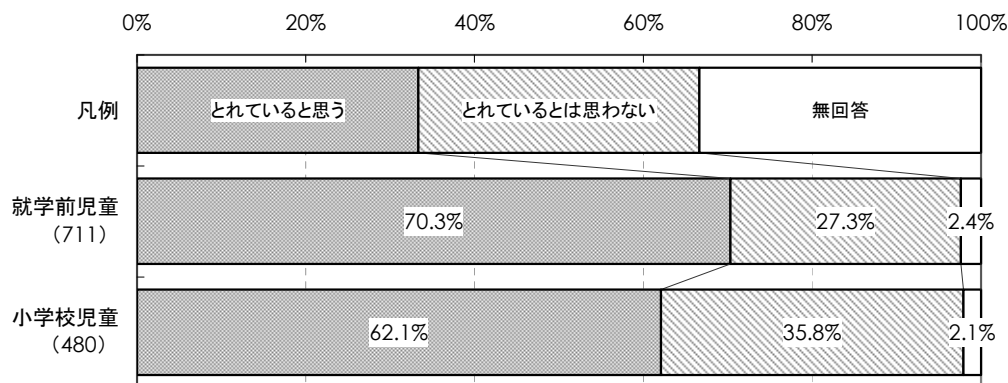
① 現在の仕事と生活の調和状況

父親については、就学前児童、小学校児童ともに「とれているとは思わない」が「とれていると思う」を上回っているのに対し、母親では、「とれていると思う」が就学前児童を持つ保護者では「とれているとは思わない」の約2.6倍、小学校児童を持つ保護者では約1.7倍を占めており、父親よりも比較的工作と生活の調和がはかられています。

父親の仕事と生活の調和



母親の仕事と生活の調和

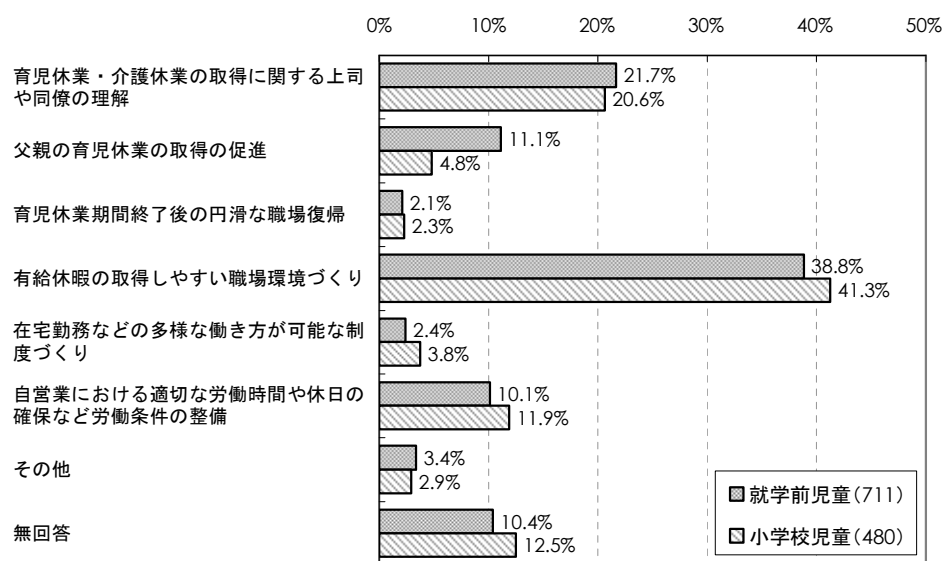


② 仕事と子育ての両立をはかるために職場で必要だと思うもの

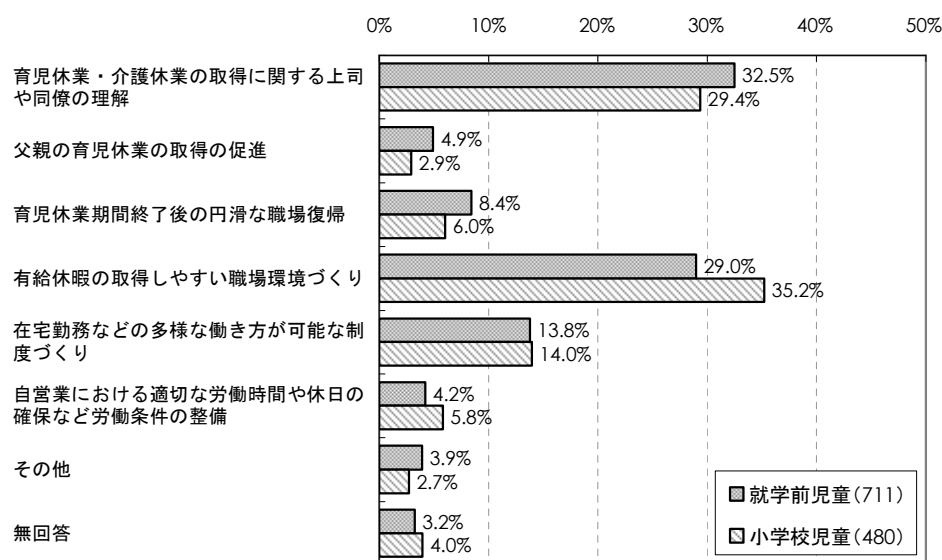
就学前児童を持つ保護者、小学校児童を持つ保護者ともに「有給休暇の取得しやすい職場環境づくり」、「育児休業・介護休業の取得に関する上司や同僚の理解」が多く、職場において育児休業を取得することへの周囲の理解を求める人が多くなっています。

また、母親では「在宅勤務などの多様な働き方が可能な制度づくり」についても高い割合となっており、多様な働き方の実現に対する要望も大きくなっています。

父親が仕事と子育ての両立をはかるために、職場で必要だと思うもの



母親が仕事と子育ての両立をはかるために、職場で必要だと思うもの



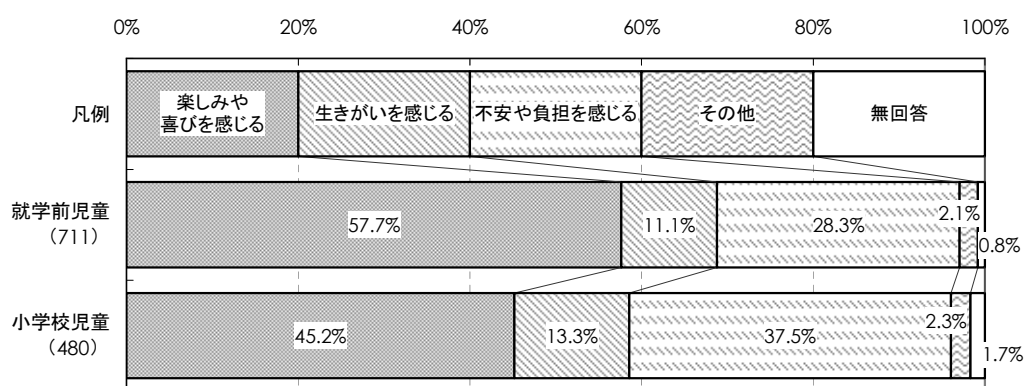
(3) 子育てに関する悩みや不安感

① 子育てについて

子育てについては、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「楽しみや喜びを感じる」が最も多く、「生きがいを感じる」と合わせると、就学前児童を持つ保護者では7割近く、小学校児童を持つ保護者では6割近くの人が子育てについて不安や負担よりも楽しさや生きがいを持っています。

一方で、「不安や負担を感じる」が就学前児童を持つ保護者では28.3%、小学校児童を持つ保護者では37.5%となっており、3～4割の人が子育てに不安や負担を感じています。

子育てについて感じること

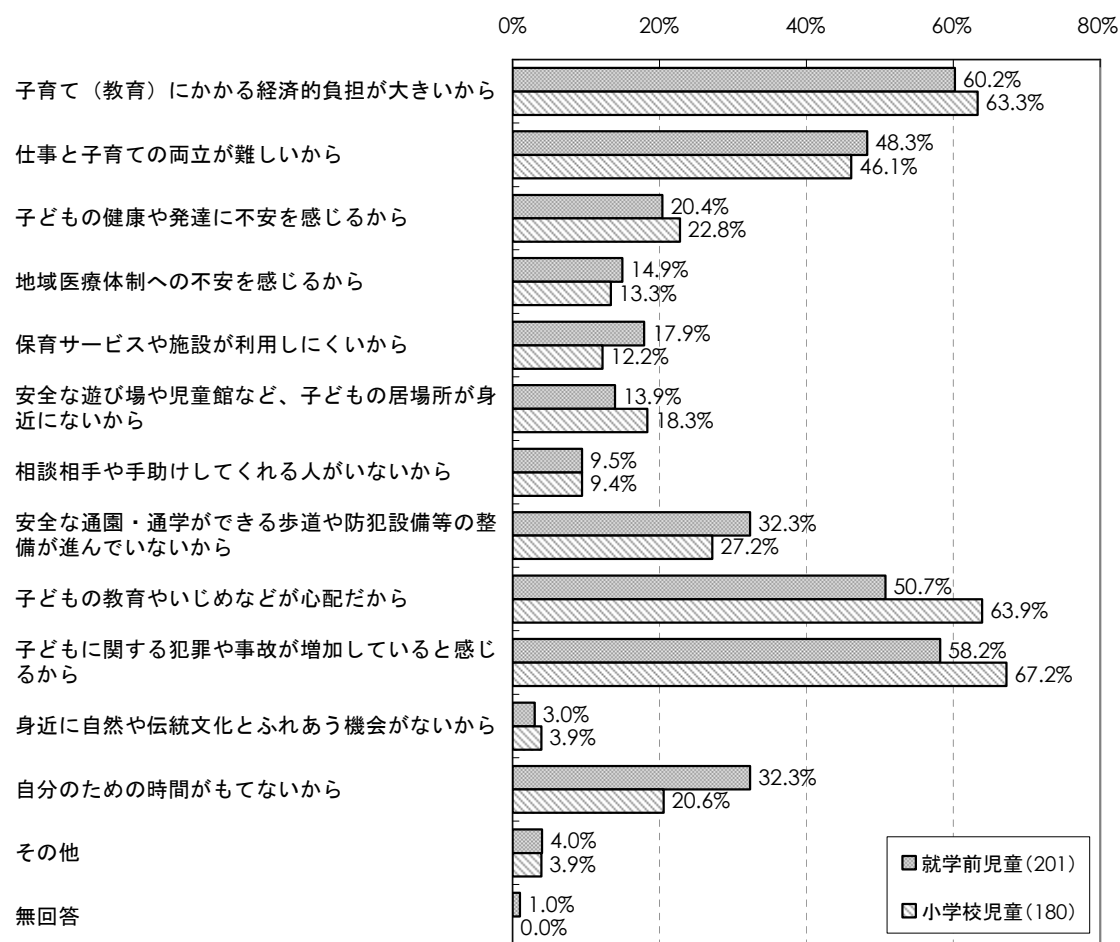


② 子育てを不安や負担に感じる理由

就学前児童を持つ保護者、小学校児童を持つ保護者ともに「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きいから」が多く、多くの保護者が経済面での不安を抱えていることが分かります。次いで「子どもに関する犯罪や事故が増加していると感じるから」、「子どもの教育やいじめなどが心配だから」となっており、生活環境に不安を感じる人が多くなっています。

また、「自分のための時間がもてないから」で就学前児童を持つ保護者で高い割合となっており、子育てにかかりつきりになってしまうことに不安や負担を感じている保護者が多いことが分かります。

子育てを不安や負担に感じる理由

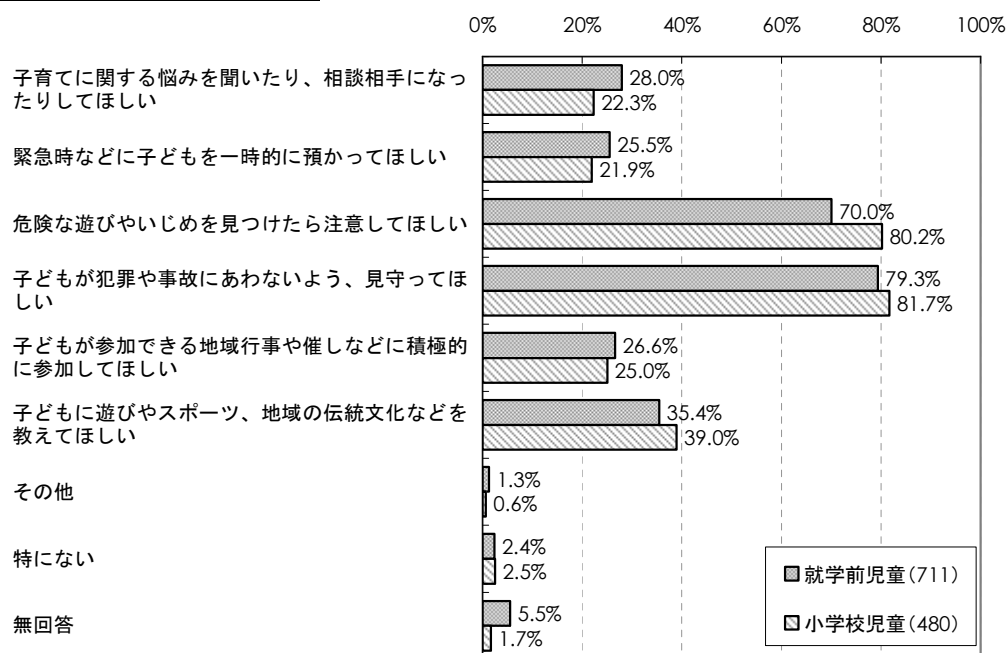


(4) 藍住町に望む子育て支援

① 身近な地域の人に期待すること

就学前児童を持つ保護者、小学校児童を持つ保護者ともに「子どもが犯罪や事故にあわないよう、見守ってほしい」、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が突出して多く、安全・安心なまちとして子どもへの地域ぐるみでの見守りなどを求める人が多くなっています。

身近な地域の人に期待すること

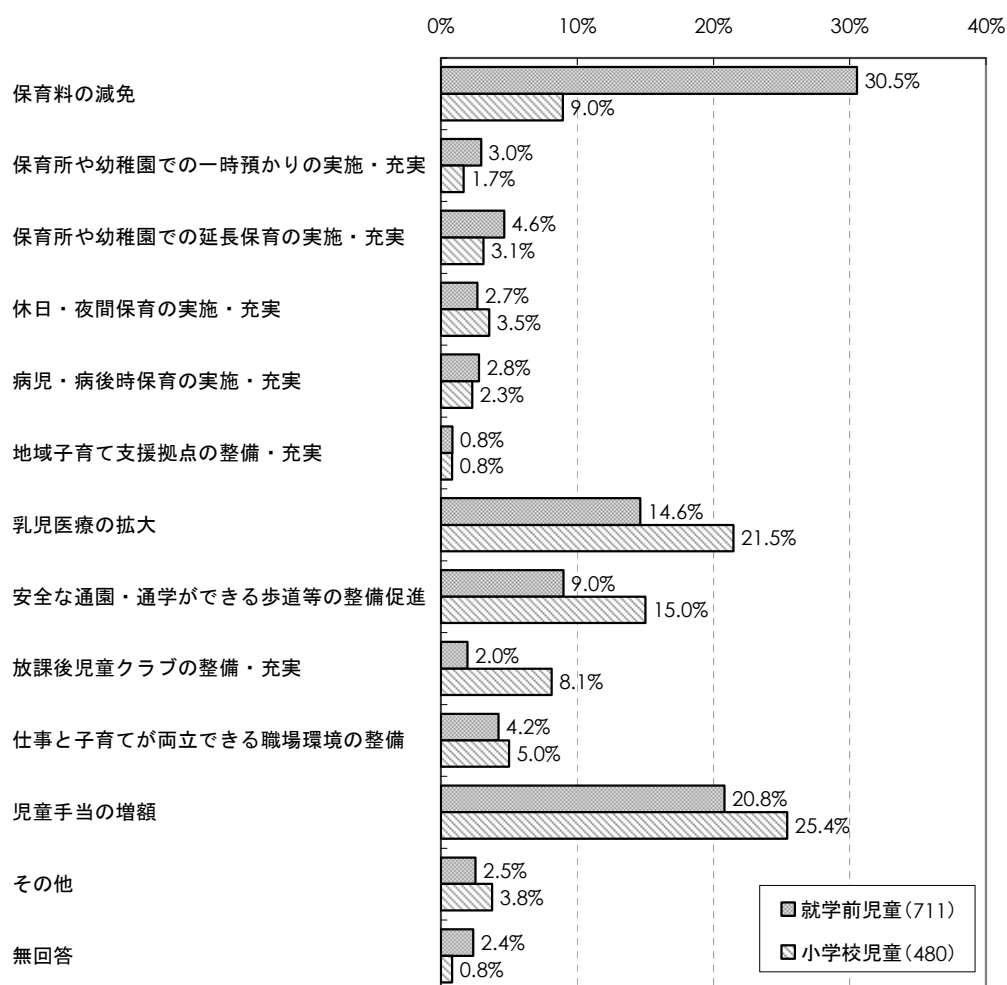


② 充実を期待している子育て支援策

就学前児童を持つ保護者では「保育料の減免」が最も多く、小学校児童を持つ保護者では「児童手当の増額」で最も多くなっており、経済的支援を求める意見が多くなっています。

また、「乳児医療の拡大」、「安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進」、「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」などについても高い割合となっていることから、医療の充実や子育て生活環境の整備、仕事と子育ての両立支援についても望む人が多い結果となっています。

充実を期待している子育て支援策



4 推計人口

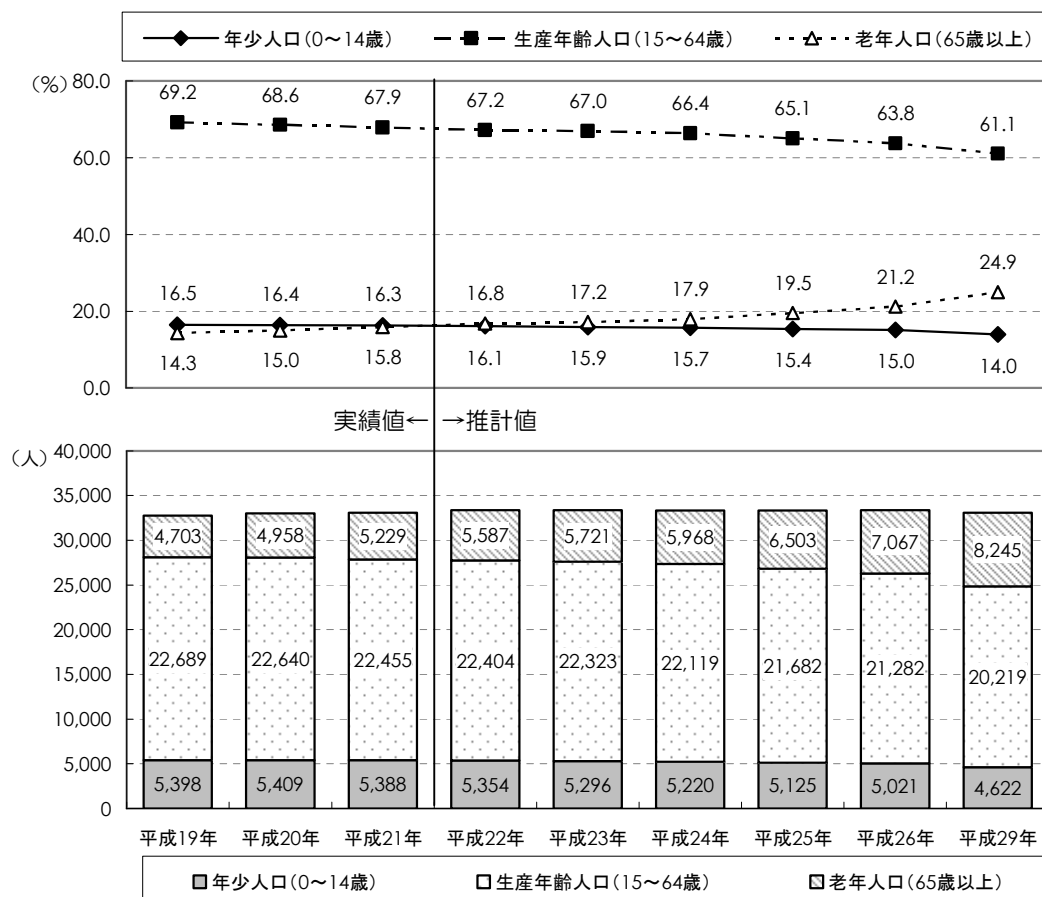
(1) 推計人口

住民基本台帳人口及び外国人登録人口をもとにコーホート変化率法により人口推計を行いました。藍住町の総人口はやや増加傾向となっています。また、年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は減少しているのに対し、老年人口は増加しており、さらなる少子高齢化の進行が予測されます。

推計総人口と年齢3区分人口（比率）の推移

単位：人、％

区 分	実績			推計値					
	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
総人口	32,790	33,007	33,072	33,345	33,340	33,307	33,310	33,370	33,086
年少人口 (0～14歳)	5,398	5,409	5,388	5,354	5,296	5,220	5,125	5,021	4,622
(総人口比)	16.5	16.4	16.3	16.1	15.9	15.7	15.4	15.0	14.0
生産年齢人口 (15～64歳)	22,689	22,640	22,455	22,404	22,323	22,119	21,682	21,282	20,219
(総人口比)	69.2	68.6	67.9	67.2	67.0	66.4	65.1	63.8	61.1
老年人口 (65歳以上)	4,703	4,958	5,229	5,587	5,721	5,968	6,503	7,067	8,245
(総人口比)	14.3	15.0	15.8	16.8	17.2	17.9	19.5	21.2	24.9



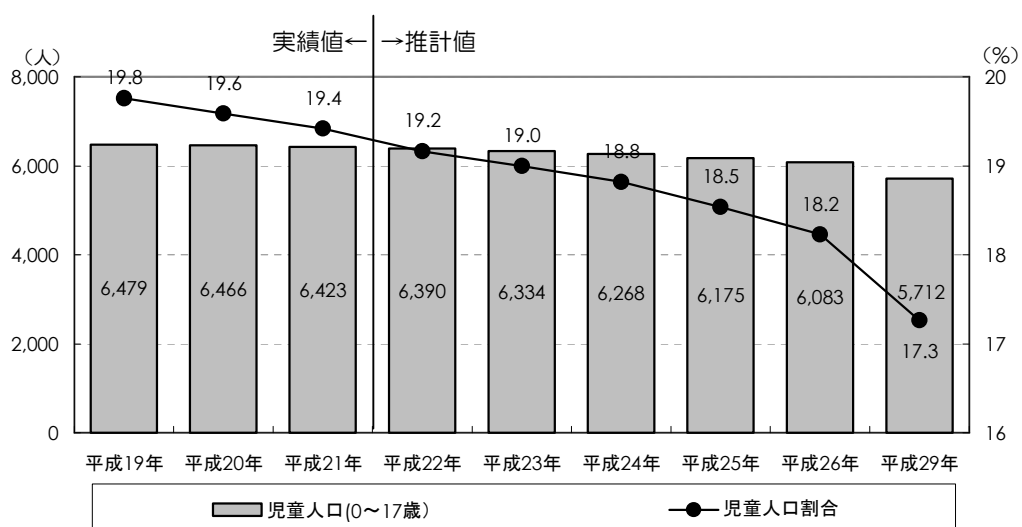
(2) 推計児童人口

藍住町の推計児童人口は緩やかな減少傾向で、総人口に対する割合も減少傾向になると推計されます。また年齢別にみると、6～11歳・12～14歳・15～17歳人口に対し、0～5歳人口は大幅な減少が見込まれます。

推計児童人口（比率）の推移

単位：人、％

区 分	実績			推計値					
	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
児童人口(0～17歳)	6,479	6,466	6,423	6,390	6,334	6,268	6,175	6,083	5,712
（総人口比）	19.8	19.6	19.4	19.2	19.0	18.8	18.5	18.2	17.3
0～5歳	2,175	2,148	2,138	2,085	2,048	1,992	1,938	1,858	1,649
3歳未満	1,078	1,087	1,072	1,059	1,013	974	938	903	804
3～5歳	1,097	1,061	1,066	1,026	1,035	1,018	1,000	955	845
6～11歳	2,181	2,203	2,181	2,193	2,160	2,121	2,069	2,047	1,938
12～14歳	1,042	1,058	1,069	1,076	1,088	1,107	1,118	1,116	1,035
15～17歳	1,081	1,057	1,035	1,036	1,038	1,048	1,050	1,062	1,090



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

藍住町では、第4次藍住町総合計画における町の将来像を、『世代を超えて夢きらめくまち 藍住町～人が輝き、未来が輝く、創造拠点のまちづくりを目指して～』と定め、だれもが住みよいまちづくりに取り組んでいます。

近年、社会重視から個人重視への価値観の変容等により晩婚化や未婚化が進むとともに、就業者においては、出産後も就業及び子育て両立が必要であり、養育者の子育て不安と負担感の増大が懸念されることなどから、妊娠・出産を控えようとする傾向があるなど、依然として少子化に歯止めがかかっていません。

さらに、高齢化が急速に進展しており、労働力人口の減少による経済力の停滞などから、将来の社会保障制度維持への不安や税負担の増大など住民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

前期計画では、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育ち、明るく希望に満ちた社会で安心して暮らせるよう、「子どもの成長をすべての町民でささえるまち ～ゆとりをもって安心で安全な子育てのできるまち～」を目標の姿に掲げ、計画を推進してきました。

後期計画では、最終年度である平成26年度における最終目標の達成をめざし、前期計画との連続性並びに整合性を維持するため、前期計画における目標の姿を継承し、後期計画においても前期計画の基本理念を踏襲しました。

基本理念

子どもの成長をすべての町民でささえるまち

ゆとりをもって安心で安全な子育てのできるまち

2 基本目標

今後の次世代育成の推進にあたっては、福祉分野を始め、保健、教育、労働などの子どもと家庭に関わる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の3つの基本目標を設定し、それらを3つの柱として総合的に施策を推進します。

基本目標1 安心して、楽しく子育てができるまち

家庭は、子育ての最も基本的な場であり、この家庭において安心して子どもを生み、健やかに子どもを育てることができるよう、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の子育てに関する情報を提供するほか、経済的支援、ひとり親家庭への支援を充実することにより、子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育てに喜びと充実感を感じるまちをめざします。

基本目標2 地域が一体となって、子どもを育てるまち

子育ての基本は、家庭にあります。その家庭や子どもたちは地域に根ざして生活していることから、地域の人々や社会環境などから様々な影響を受けますが、近年、都市化の進行や核家族化の進展等に加え、人々のライフスタイルの変化と価値観の多様化に伴い、人と人との結びつきが薄れる中で、「身近に相談する人がいない」、「子どもを一時的に預けられる体制が十分でない」などの理由から、育児への負担や不安、孤独感を感じる人が増えています。

地域ぐるみで子育てに関心を持ち、子育てと両立しやすい就労環境の整備に社会全体でそれぞれの立場から積極的に関わっていくことで、みんなで子どもを育てるまちをめざします。

基本目標3 子どもが安心して、豊かに成長できるまち

子どもは、豊かな個性と限りない可能性をもっており、明日の社会を担うかけがえのない存在です。子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。

子どもたち一人一人の個性や可能性を大切にした教育と文化及び自然環境を生かした体験の中で、主体的な成長を支え応援していく環境づくりのまちをめざします。

3 主な視点

平成 15 年 7 月に成立した、「次世代育成支援対策推進法」の第 8 条第 1 項の規定により行動計画策定指針が設けられ、8 つの視点に基づき前期計画は策定されました。その後の社会情勢の変化に伴う見直しが平成 21 年 3 月に行われ、新たな視点を加えた、以下の 9 つの基本的視点が後期計画には求められています。

(1) 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化していることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていく必要があります。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。こうした取組については、地域においても、国及び地方公共団体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

(6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要です。

(7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う様々な地域活動団体や民間事業者、また、社会福祉協議会や主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多いことから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

(8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

(9) 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して、楽しく子育てができるまち

◆◇現状と課題◇◆

近年、女性の社会進出に伴い、就業構造の変化、就労形態の多様化など、子育て環境の多様化により、保育サービスへのニーズが多様化しています。また、少子化、核家族化の進展により地域と子育て家庭のつながりが希薄化し、社会に孤立する状況が生じています。このように育児による不安や負担を軽減し、リフレッシュするための保育サービスも必要となっています。

保護者の様々な保育ニーズにきめ細かく対応できるよう、通常保育の充実を図るとともに、延長保育や休日保育、一時保育、特定保育などへの対応や乳児の受け入れ態勢の充実など、引き続き運営体制を整備する必要があります。また、これらのサービスを気軽に利用することができる環境の整備及び保育に携わる人材の確保・充実が課題となっています。

また、出産や育児に要する費用を始めとして、子育てには多くの費用が必要です。このような経済的負担が大きいため、希望する子どもの数が持てなかったり、子どもを持つこと自体をためらう場合もあり、それが少子化の一因とも考えられています。育児にかかる費用の負担軽減のための施策の充実は、昨今の厳しい経済情勢の中、家庭における子育て支援の重要課題の1つとなっています。

さらに、全国的に離婚率は増加の一途をたどっており、今後も離婚率の増加に歯止めがかかるとは考えにくく、ひとり親世帯は今後も増加するものと思われます。一般的にひとり親家庭では、子育てをする上で経済的、社会的、精神的に不安定な状態に置かれることが多く、家庭生活においても、多くの問題や悩みを抱えています。

自立と就労の支援を基本として、経済的支援を行うとともに、自立支援のための相談、情報の提供などの施策を引き続き実施していくなど、福祉行政の枠を超えた総合的な施策整備が必要となります。

◆◇推進施策◇◆

【1-1】保育サービス等の充実

■ 通常保育事業

<福祉課>

0歳児から3歳児まで保育に欠ける家庭の児童を保育する事業で、現在3保育所（中央保育所・東保育所・西保育所）で実施しています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	計
平成18年度	39	90	120	140	389
平成19年度	36	84	120	162	402
平成20年度	45	72	108	134	359

保育ニーズに応じた受け入れ体制の検討を行い、待機児童の解消に努めます。

■ 延長保育事業

<福祉課>

通勤時間や就労形態の多様化に伴う保護者のニーズに対応するため、保育所の開所時間の延長を実施しています。現在3保育所（中央保育所・東保育所・西保育所）で実施しています。

	30分延長	60分延長	1ヶ月	計
平成18年度	406	82	338	826
平成19年度	570	94	245	909
平成20年度	469	89	297	855

利用者が多いことから、今後も継続していきます。

【1-2】子育て支援サービスの充実

■ 一時預かり事業

＜福祉課＞

町内在住の1歳6か月以上の児童を対象に、保護者の心理的、肉体的負担の解消等により一時的に保育が必要となったときに、週2日（月曜日から金曜日の午前7時30分から午後6時までの間）まで利用できる事業です。現在2保育所（中央保育所・東保育所）で実施しています。

	利用延べ人数	登録者数
平成18年度	1,806	723
平成19年度	2,067	718
平成20年度	2,830	715

利用人数は年々増加していることから、今後も継続していきます。

■ 幼稚園での預かり（特別）保育事業

＜教育委員会＞

幼稚園での通常保育終了後・長期休業日中等、保育に欠ける幼児を対象に、幼稚園で預かり保育を実施しています。現在4幼稚園（東幼稚園・西幼稚園・南幼稚園・北幼稚園）で実施しています。

	利用人数	在籍児童数
平成18年度	318	680
平成19年度	315	649
平成20年度	341	663

働く保護者が年々増加し、幼稚園児の預かり保育参加者もそれに伴って増えていることから、今後も継続し、充実させていきます。

■ 地域子育て支援センター

＜福祉課＞

子育て親子の交流の場の提供と交流促進、育児不安の相談や子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習会の実施をしています。現在、中央保育所（ひまわり：週5日）、東保育所（チューリップ：週3日）の2か所で実施しています。

今後も育児不安の相談や、交流の場として継続して実施し、子育て不安の軽減に努めます。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

＜福祉課＞

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、児童福祉施設等において、一定期間子どもを預かることにより子育て支援を行います。現在5か所（徳島児童ホーム・阿波国慈恵院・常楽園：徳島市・鳴門子ども学園：鳴門市・徳島赤十字乳児院：小松島市）に委託し実施しています。

利用者が少ないことから、偏りのない利用をめざすためには幅広い周知に努めるとともに、急な利用にも対応できるよう、委託先との連携を図ります。

■ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

＜福祉課＞

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童福祉施設等において、生活指導、食事の提供等を行うことにより子育て支援を行います。現在4か所（徳島児童ホーム・阿波国慈恵院・常楽園：徳島市・鳴門子ども学園：鳴門市）に委託し実施しています。

利用の申請方法や委託料の支払方法等について、利用しやすい環境を整え、周知を図ります。

■ 病児・病後児保育事業

＜福祉課＞

藍住町、北島町、板野町に住所があり、保育所等に通所中の児童が病氣中や病氣回復期であつて、集団生活が困難な場合に、一時的に預かることにより子育て支援を行います。現在、1か所（水井医院）にて実施しています。

	利用児童延べ人数	開所日数
平成 18 年度	427	295
平成 19 年度	349	295
平成 20 年度	381	294

周知方法、定員数等委託先と各町で連携をとり調整しながら進めていきます。

■ ファミリー・サポート・センター事業

＜福祉課＞

保育所・幼稚園への送迎等、育児の支援を依頼したい人と育児の支援を行いたい人からなる会員組織で、子育て支援を実施しています。また、ひとり親家庭等に対しても支援を行っています。現在、1か所（板野東部ファミリー・サポート・センター）に委託し実施しています。

	利用児童実人数
平成 18 年度	3,193
平成 19 年度	3,213
平成 20 年度	3,649

利用の申請方法や委託料の支払方法等について、利用しやすい環境を整え、周知を図ります。

■ 放課後児童健全育成事業（学童保育）

＜福祉課＞

昼間保護者のいない家庭の児童（小学校低学年児童）の学校終了後に児童館の施設を活用して、児童が集団で安心して過ごす場を提供しています。現在、5か所（住吉児童館・奥野児童館・勝瑞児童館・富吉児童館・スマイル（障害児対応））で実施しています。

また、児童の健全育成に必要な活動をする場を提供するため、8か所の児童館（自由来館型）の運営をしています。（上記児童館及び、江ノ口児童館・西部児童館・東中富児童館・徳命児童館）

	学童利用児童人数
平成 19 年度	334 （障害児 2 人）
平成 20 年度	358 （障害児 2 人）

今後も継続していきます。

【1-3】経済的負担の軽減

■ 児童の養育に関する経済的支援（児童手当⇒子ども手当） ＜福祉課＞

中学校修了までの児童を養育している家庭に対し、子ども手当を支給し、次代を担う児童の養育に対する経済的負担を軽減します。

■ 子育て支援藍住町指定ごみ袋無償交付 ＜福祉課＞

乳児（0歳児）を養育されている世帯に対して燃やせるごみ用（45リットル）100枚のごみ袋を無償配布し、経済的負担を軽減します。

■ 医療費の助成 ＜福祉課＞

乳幼児等医療費助成事業により、子どもの医療に要する費用を助成し、子どもに必要な医療を提供するとともに、経済的負担を緩和します。

また、様々な医療費の助成等の制度の活用について、周知を図ります。

○ 乳幼児等医療費助成事業

乳幼児の医療に要する費用を助成し、子どもに必要な医療を提供するとともに、中学校修了まで医療費に対する経済的負担を軽減します。

○ 育成医療の給付

18歳未満の肢体不自由、聴覚・音声言語機能障害、又は先天性内臓・心臓疾患等の障害のある児童のうち、生活能力を得るために必要な医療が給付されます。

○ 重度心身障害者（児）に対する医療費の助成

重度の心身障害者（児）及び母子家庭に対し、医療費の一部を助成します。

○ 小児慢性特定疾患患者に対する医療の給付

小児の慢性疾患のうち、特定の疾患については、その治療に相当の期間を有し、医療費の負担も高額になることから、医療費の公費負担が行われています。

■ 保育料の軽減 ＜福祉課・教育委員会＞

多子世帯の就学前児童に対して保育料・幼稚園授業料の軽減を行います。

■ 就学援助等の推進 ＜教育委員会＞

経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒に対して、学用品費等、医療費、学校給食費の給付を行い、小・中学校における義務教育の就学支援を行います。

■ 障がい児の養育に関する経済的支援（特別児童扶養手当、障害児福祉手当）

＜福祉課＞

○ 特別児童扶養手当

一定の障害がある 20 歳未満の児童を養育している父母、又は養育者に対して支給します。（受給者等に一定以上の所得がある場合等は支給されません。）

○ 障害児福祉手当

在宅の重度障害児で、日常生活が著しく制限され、介護を要する状態にある 20 歳未満の児童に対し、支給します。（扶養義務者に一定以上の所得がある場合は支給されません。）

○ 福祉手当

重度の身体障害児、精神障害者保健福祉手帳（１級）、知的障害児を養育している保護者に対し、年 1 回支給します。

■ 要保護・準要保護児童・生徒援助費補助金

＜教育委員会＞

経済的理由によって、就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等・医療費・給食費の援助を行います。

	認定者数
平成 18 年度	391
平成 19 年度	414
平成 20 年度	444

保護者及び児童・生徒の家庭の諸事情を理解している学校や福祉事務所等に助言を求め、援助が必要な家庭への制度の普及に努めます。

【1-4】ひとり親家庭への支援

■ ひとり親家庭に対する相談体制の充実

<福祉課>

母子家庭等、ひとり親家庭に対する相談援助体制を充実し、ひとり親家庭の保護者の精神的負担を軽減する等、子育て支援を充実します。

■ 母子家庭等に対する経済的支援

<福祉課>

児童扶養手当等の制度について周知を行い、制度の活用により、母子家庭等の経済的安定を図り、自立を促進します。

○ 児童扶養手当

母子家庭（又は準ずる母子家庭）や、父親に重度の障害がある家庭で、18 歳になった年度末までの児童（障害児の場合は 20 歳未満）を養育している母親、又は、養育している者に児童扶養手当を支給し、子育てに要する経済的負担を軽減します。

○ 福祉手当

母子家庭等に対し、年 1 回支給します。

■ 母子家庭の自立のための支援

<福祉課>

母子家庭の母親及び寡婦の方の経済的自立を支援し、養育している児童の福祉増進のため、必要に応じ、資金の貸し付けを受けられるよう、母子寡婦福祉資金貸付金制度について、周知を行います。

○ 母子寡婦福祉資金貸付金制度

■ 母子家庭等に対する生活支援

<福祉課>

○ 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母親が、病気や技能習得のための修学等で、一時的に日常生活に支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣するとともに、家事や育児を支援する母子家庭等日常生活支援事業について、周知を図り、活用を促進します。

○ 重度心身障害者（児）に対する医療費の助成（再掲）

重度の心身障害者（児）及び母子家庭に対し、医療費の一部を助成します。

基本目標２ 地域が一体となって、子どもを育てるまち

◆◇現状と課題◇◆

近年、少子化や核家族化の進行により、地域と子育てのつながりは弱くなっており、子育てに不安や負担を感じ、社会から孤立する状況も少なくありません。

地域ぐるみで子育てを支援することは、子どもを育てる親に対して育児知識を提供したり、見守りによる安心感を与え、子育ての負担や不安を軽減するなど、家庭の子育てを支援する役割を果たすとともに、地域の子ども同士・親同士、さらには高齢者を始めとする世代を超えた様々な交流が、子どもの育つ力そのものを支援する力となります。

すべての家庭が安心して子育てできるよう、支援サービスや保育サービスの充実、また子どもや子育て家庭に対する見守りや様々な地域活動を通じ、人と人のつながりを大切に、地域全体で子どもを育てる体制づくりが必要とされています。

また、近年、女性の社会進出が進んだことにより、夫婦共働きの家庭が増加し一般化してきています。女性に、仕事と家庭に対する不安から結婚、出産、子育てをためらう傾向がみられることから、仕事と子育てを両立できる職場環境を整備することが重要になっています。そのためには女性が出産・子育てをしながら働ける職場づくりの推進とともに、仕事優先で長時間労働になりがちな男性も家事・育児に積極的に関われる、制度の整備や運用が望まれます。

そのためには、男女共同参画意識に基づいた男性の意識改革とともに、職場単位での子育て支援対策の推進が重要になります。また、労働者が働き続けるための保育サービスの整備という観点から、仕事と生活時間のバランスのとれた働き方を実現するためにも、企業の労務改善に関わる相談体制の実施が重要な課題となっています。

◆◇推進施策◇◆

【2-1】地域が一体となった子育ての推進

■ 民生委員・児童委員、主任児童委員活動の充実

＜福祉課＞

民生委員・児童委員協議会の開催を通じて、子育てに関する問題や委員相互の活動内容の協議を行い、社会奉仕による、子育てに不安を持つ人の問題解決に向けた相談や助言などを行い、地域ぐるみの子育てを支援します。

○ 小学校と中学校間の連絡協議会

小・中学校との連絡協議会などを通じて、十分な情報交換を行い、地域、児童の実情を的確に把握して、必要な支援が行えるように連携を図ります。

■ 要保護児童対策地域協議会の活用

＜福祉課＞

近年、社会問題となっている児童の虐待を防止するため、民生委員など地域の有識者で構成する協議会を活用し、要保護児童及びその家族への適切な支援を図ります。

■ 人材の育成・活用

＜教育委員会＞

地域の子育てサークルの育成や活動支援を通じて保護者間の交流を促進し、情報交換、相互扶助などの自主的活動を促進します。

また、子育て支援サークルの活動や情報交換を通じて、子育てに関する情報が有効に機能するよう、ネットワークの構築を行うとともに、大学生や民間ボランティアの協力体制を充実するなど、子育て支援の人材育成と活用を図ります。

○ 子育て環境づくり「あいっこ」実行委員会の運営

○ 子どもフェスティバルの開催、子育てマップの発行

■ 地域との連携

＜教育委員会＞

地域住民、保護者や地域のボランティアなどの協力のもと、総合学習や「本の読み聞かせ」による読書活動などの体験学習を引き続き行います。

■ 地域の子育て支援の拠点（児童館、保育所、幼稚園、学校）の活用

＜福祉課＞

地域における子育て支援の拠点として、児童館、保育所、幼稚園、学校等の役割が重要なため、その役割を十分果たせるよう、その施設や機能の活用を推進します。

○ 保育所（地域子育て支援センター）での開放保育の実施

○ 幼稚園の開放保育の実施

○ 学校の開放や余裕教室の活用

【2-2】子育てと仕事の両立に向けた就労環境の整備促進

■ 事業所への普及・啓発

＜福祉課＞

安心して子育てができる就労環境の確保に向けて、育児休業や介護休業制度の普及・利用促進など、働き方や支援のあり方について、事業所への普及・啓発に努めます。

■ 男女共同参画社会の推進

＜企画政策課＞

藍住町では、平成 21 年 3 月に男女がともに個性と能力を発揮できる社会の実現を目標に基本理念を定め「藍住町男女共同参画プラン」を策定しています。

男女雇用機会均等法や労働基準法等に関する法律に基づき、就労の場において、性別を問わず、その能力が十分活かされるよう、普及・啓発を促進します。また、家庭での家事や育児が、それぞれの家庭で合意された役割分担により行われ、その役割分担を超えて特定の人が過度の負担をすることのないよう、男女共同参画社会の推進を図ります。

■ 関係機関との連携による推進

＜企画政策課＞

安心して子育てできる就労環境の整備や男女共同参画社会の推進について、国を始め、県など関係機関と密接に連携を図りながら、普及・啓発に努めます。

■ 各種子育て支援サービスの充実、活用

＜福祉課＞

多様化する就労形態や変貌する生活様式などから求められる子育てに柔軟な対応が行えるよう、子育て支援サービスの充実と、仕事と子育ての両立を前提とした各種育児制度の十分な活用に向けた普及・啓発に努めます。

基本目標3 子どもが安心して、豊かに成長できるまち

◆◇現状と課題◇◆

子育てをする上で、子どもを取り巻く生活環境はとても大切なものです。子育て家庭を含むすべての地域の人が、快適に安心して生活できる、子育てにやさしいまちの整備の推進を図る必要があります。

学校教育においては、近年のグローバル化、情報化、少子化など社会構造の急速かつ大きな変化や、人々の意識や価値観の多様化に伴い、保護者の要望はこれまでになく多様で高度なものになっています。

今後は、子どもたちがゆとりある教育環境の中で、基礎・基本の習得に加え、心豊かにたくましく「生きる力」を育むことができる教育環境の整備、また、家庭や学校、地域と連携して子どもを育てる環境づくりを推進することが大切です。

また、子どもが健全に育つには、その生活が安全かつ安心できるものであることが不可欠です。

近年、全国的にこれまでは特殊と思われていた幼児や児童を対象とした犯罪が目立っています。また、その内容も、近所の公園・道路（通学路）・空き地等などの生活の場で、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる事例が報告されており、子どもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。

今後とも子どもを犯罪や事故から守るため、関係機関・団体同士が連携を強化し、子育て家庭を含むすべての地域の人が、快適に安心して生活できる、子育てにやさしいまちの整備の推進を図る必要があります。

◆◇推進施策◇◆

【3-1】健やかな子どもの発達支援

■ 妊婦保健指導事業

＜保健センター＞

健康的な妊婦経過を経て、子どもが健やかに生まれ、育てられる環境を整備するため、妊婦期の保健指導により健康管理を行います。

また、子育てへの意識を高めるため、出産・育児を控えた男女に対して基本的な知識、技術を学ぶ機会を提供し、母性・父性の育成に努めます。

○ 母子健康手帳交付時保健指導

○ 妊婦一般健康診査

■ 母子歯科保健事業

＜保健センター＞

各種歯科保健指導を通じて、保護者と子どもに、歯の大切さ、むし歯予防や望ましい生活習慣について理解してもらうとともに、子どもの歯科健診やフッ素塗布を実施し、歯の健康管理の指導に取り組みます。

○ 乳幼児歯科保健指導（乳幼児健診時）

○ 保育所、幼稚園、小学校及び中学校での保健指導

○ フッ素塗布推進事業

■ パパママフェスタ

＜保健センター＞

妊娠 36 週未満の夫婦を対象に、講演、体験・相談コーナー（歯の健康・食生活・沐浴実習・妊婦体験）等の体験、絵本の読み聞かせについての話を実施しています。現在、保健センターにて、年 3 回実施しています。平成 20 年度までは、北島町と合同で実施していましたが、平成 21 年度からは町単独で実施しています。

	参加者数
平成 18 年度	91
平成 19 年度	92
平成 20 年度	107

妊婦届出時の際にパパママフェスタのことを紹介するなど、早くから情報を提供し、参加を促しています。実施後はアンケートをとって参加者の声を聞きながら、引き続きより良い内容にしていくことができるよう、スタッフ一同取り組んでいます。

■ 新生児訪問（全員訪問）

<保健センター>

生後4か月までの乳児全員を対象に、自宅を訪問し体重測定などを行い順調に発達しているか、話も聞きながら確認しています。育児に対する不安があればその都度、保健師又は助産師が対応しています。

	訪問件数
平成18年度	196
平成19年度	258
平成20年度	319

今後も、すべての新生児（乳児）の家庭訪問実施を目標に取り組んでいきます。

■ 股関節脱臼健診

<保健センター>

3か月から6か月の乳児を対象に、整形外科医による健診・保健師による問診・育児相談、管理栄養士による離乳食の集団、個別指導を行っています。また、月齢にあった離乳食（初期）の指導、試食を健診後に行っています。

	受診者数
平成18年度	288
平成19年度	329
平成20年度	296

問診票には保護者からの質問が記入されているため、できる限り質問に答えられるよう、説明の内容や資料に反映させていきます。

■ 9・10か月児健診

<保健センター>

生後9か月から10か月の乳児を対象に、集団健診にて問診・身体計測・内科健診・歯科指導・育児相談を行っています。

	受診者数	受診率
平成18年度	288	79.3
平成19年度	329	84.8
平成20年度	296	89.4

妊娠届出時の時から、各集団健診を受診してもらえるよう、重要性を説明しています。また、保健事業カレンダーで毎年、当初に年間計画をお知らせするとともに、健診日に合わせて事前に個人通知を行い、受診率アップを図ります。

■ 1歳6か月児健診

＜保健センター＞

生後1歳6か月から2歳未満の幼児を対象に、集団健診で問診・身長体重測定・内科、歯科診察の実施。栄養・歯科集団指導と個別相談、育児相談を行っています。

健診については、妊娠届出時から受診を必ずしていただけるよう、重要性を話しています。乳児健診の来所時にも話をしたり、そのほか各教室に来所した人、育児相談に来所した人に機会を利用して声かけをするようにしています。またホームページにも日程を掲載して周知しています。

	受診者数	受診率
平成18年度	322	91.7
平成19年度	312	92.0
平成20年度	361	91.9

集団健診では現在90%以上の受診率となっていますが、個人通知等を継続し、受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。

■ 3歳児健診

＜保健センター＞

3歳から4歳未満の幼児を対象に、集団健診で問診・身長体重測定・内科、歯科健診・栄養・歯科集団指導と個別相談、育児相談を行っています。

	受診者数	受診率
平成18年度	320	86.5
平成19年度	341	90.7
平成20年度	335	93.6

健診の日程については、個人通知を始めとし、保健事業カレンダーの配布（ホームページにも掲載）などにより周知しています。妊娠届出時や、その後の乳幼児健診等でも3歳児健診は必ず来ていただけるよう受診勧奨しています。受診率は90%を超えていますが、今後も受診率向上となるよう取り組んでいきます。

■ 育児相談

＜保健センター＞

主に乳幼児を対象に、身長・体重測定、保健師・管理栄養士による育児相談、栄養相談、地域で利用できる機関の紹介等を行っています。気軽に来所してくれる人が増えてきましたが、その分、待ち時間が長くなり終了時間も遅くなっています。今後も必要に応じて実施していきます。

	乳幼児対象	
	参加者数	延べ人数
平成18年度	154	376
平成19年度	161	399
平成20年度	197	513

■ 発達相談（児童相談）

<保健センター>

1歳6か月健診、3歳児健診の事後で発達に関する相談希望のある保護者と子どもを対象に、臨床心理士による相談を行っています。今後も必要に応じて実施していきます。

	1歳6か月児・3歳児対象	
	参加者数	延べ人数
平成18年度	19	26
平成19年度	21	25
平成20年度	20	32

■ 訪問指導

<保健センター>

各乳幼児健診で、その後、経過を見ていく必要のある方（妊婦、産婦、また虐待の疑いのある者等）への訪問指導をしています。

	訪問数
平成18年度	261
平成19年度	306
平成20年度	364

訪問だけでなく、事情により来所する場合もあります。1件あたりに時間がかかることも多くなっていることから、必要な情報提供をしたり、関係機関とも連携をとりながら、対象者への支援をしていきます。

■ 電話相談

<保健センター>

育児全般について不安等がある保護者を対象に、保健師・管理栄養士による電話での相談、必要に応じて関係機関への紹介等を行っています。また、電話相談のみの対応で十分でない場合は、訪問や来所相談に変更したりしています。

	相談件数
平成18年度	172
平成19年度	102
平成20年度	125

電話による相談内容は多岐にわたることも多く、関係課や機関との連携が必要なこともあります。気軽に電話で問い合わせや相談をしてもらえよう、各乳幼児健診などでもPRに努めます。

■ モグモグキッチン（離乳食指導）

＜保健センター＞

6 か月から 8 か月の乳幼児の保護者を対象に、中期の離乳食についての説明、調理実習と試食等を実施しています。

	参加者数	年間実施回数
平成 18 年度	47	6
平成 19 年度	58	5
平成 20 年度	63	6

託児可能な事業であるため、核家族の多い本町では参加希望の方が多く、参加者数は増加しています。今後も継続して実施します。

■ 子育て教室（にこにこCLUB）

＜保健センター＞

4 か月から 6 か月の第 1 子の乳児を対象に第 1 回目は赤ちゃんの病気（対応の仕方）や事故、けがの予防と応急処置について、第 2 回目はベビーマッサージについて講習するとともに、参加者同士で自由に話をして交流できる時間を提供しています。

	参加実人数	参加延べ人数
平成 18 年度	79	148
平成 19 年度	69	142
平成 20 年度	74	134

参加者同士が、その後の乳児健診や予防接種に一緒に来所していただけることもあることから、乳幼児健診の受診率向上につなげていきます。また、参加者同士でその後も集まって交流できる場をもっと増やせるよう、利用できる機関の紹介などにも力を入れていきます。

■ 小児生活習慣病予防、食育事業

＜保健センター＞

子どもの「食」への関心と知識を高め、健康的で楽しい食生活を送れるよう、食生活改善推進協議会、保育所・幼稚園・学校等と連携しながら、子どもの各年齢に応じた健康に関する情報の提供や健康教育を実施し、意識啓発に努めます。

- 健診を活用した乳幼児の食生活指導
- 離乳食教室
- 幼児いきいき健康教室
- 親子料理教室
- 食生活教室（小学 6 年生）
- 小中学生栄養教室
- 健康アイデア料理コンクール
- 幼稚園、保育所への望ましいおやつ資料提供
- 個別栄養相談

■ 予防接種事業

＜保健センター＞

予防接種の実施により、感染症の予防を行い、子どもの健康維持に努めます。

- 個別接種（三種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG）
- 集団接種（ポリオ）

■ 小児医療の充実

＜保健センター＞

地域の医療機関と連携を密にし、小児医療体制の充実を引き続き継続します。

- 小児救急医療体制の整備
- 予防接種の広域化

■ 思春期保健の充実

＜健康推進課＞

学童期、思春期に保健事業や思春期保健事業の実施を通じて、性に対する正しい知識の普及・啓発を行い、子ども自身が自分の体についての関心と理解を高め、自らの意思により適切に行動する能力を身につけるとともに、将来、子どもの親として適切な子育てができるための十分な知識を養えるよう、学校と連携し健康教育に努めます。

■ 児童虐待の防止

＜福祉課＞

増加している児童虐待の発生を未然に防止できるよう、子育てに関する相談体制の充実や育児不安等の軽減、解消に努めます。

また、虐待の早期発見に努め、速やかに対応できる支援体制を整えます。

さらに、地域住民に虐待発見時の通報義務についての周知徹底を図り、早期発見が速やかに行える体制を確立するとともに、要保護児童対策地域協議会の活用により、児童虐待への関心を高めるための意識啓発、児童虐待の防止に努めます。

【3-2】教育環境の整備推進

■ 子どもの権利に関する普及・啓発

＜教育委員会＞

社会に対する帰属意識や家庭の構成員としての自覚といった社会性を考慮しつつ、子どもの人権が最大限、尊重されるよう、子どもの権利についての普及、啓発に努めます。

■ 幼児教育の充実

＜教育委員会＞

研修会等への参加を通じ、教員の指導力の向上など、幼稚園における幼児教育の充実を図ります。

■ 学校教育の充実

＜教育委員会＞

学校において、それぞれの子どもが持つ、潜在的、個性的な能力が見いだされるよう努めるとともに、その能力が十分、伸長・発揮されるよう、教員の指導力の向上を図るとともに、チーム・ティーチングや少人数学級を実施するなど、学校教育の充実に努めます。

○ 学校カウンセラーの設置

町内の中学校において、週1回程度のカウンセリングを実施します。

○ 学校評議員の活用

町内の幼稚園、小学校、中学校に学校評議員を配置し、学校における教育について点検を行うなど、地域に開かれた学校づくりに努めます。

○ PTA活動の活発化

○ 地域との積極的な交流促進

■ 障がい児への支援

＜教育委員会＞

乳幼児健診等を実施することにより、障がいの早期発見に努めるとともに、保健所、児童相談所や各療育施設などの関係機関との連携を密にし、早期療育を図ります。

また、保健所、幼稚園、小・中学校における障がい児の受け入れを積極的に進めるとともに、障がい児の受け入れに必要な保育所等の施設整備・改善、教職員の研修による処遇向上等により、障がい児への就学前保育、教育の充実を図ります。

さらに、障がい児とのふれあいを通じて、障がい者に対する適切な理解を促進します。

■ 福祉教育の推進

＜教育委員会＞

学童期から福祉に対する適切な認識を推進し、自らが考えて行動できる力を身につけてもらうため、学校教育における福祉教育を推進します。

○ 障がい者などの支援が求められる人々に対する適切な認識促進を始めとする福祉教育の推進

○ 小中学校等での福祉教育の推進

○ 障がい児とのふれあいを通じた交流教育の推進

■ 家庭教育の推進

＜教育委員会＞

子どもの生活の場であるとともに、社会性を身につけさせる最も基礎的な場として、家庭における教育力を向上させ、望ましい家庭意識と豊かな社会性を身につけ、将来、社会の構成者としてストレスなく社会生活を送れるよう家庭教育の充実を促進します。

■ 地域での子どもの健全育成

＜教育委員会＞

交流を通じて、地域の様々な資源や人材を活用し、地域が一体となった子どもの健全育成に取組ます。

■ 文化・芸術・スポーツ活動の振興

＜教育委員会＞

子どもの豊かな感性を育み、一人一人の個性を引き伸ばしてあげることが重要です。そのため、町内にある文化施設、小中学校の体育施設の開放や町内スポーツ施設の活用を推進し、文化・芸術、スポーツ活動の振興を図ります。

- 学校体育施設の開放
- 藍住町歴史館「藍の館」
- 勝瑞城館跡

【3-3】生活環境の整備推進

■ ユニバーサルデザインの普及促進

「ハートビル法」や「徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例」に基づいて、ユニバーサルデザインによる、道路や公共施設の改修、整備、交通機関の改善などを進めます。

さらに、すべての人が使いやすい施設、サービスといった、ユニバーサルデザインの考え方の普及、啓発を図り、「ひとにやさしいまちづくり」を進めます。

○ ユニバーサルデザインの普及

■ 子どもに安全、安心な環境の確保

安全な遊び場の確保、交通事故の防止等の交通安全対策、防犯や子どもが犯罪被害に遭わないための体制整備などを推進するとともに、関連する情報の提供に努めます。

また、警察等関係機関との連携を図るなど、被害の防止に向けて、地域ぐるみで安全・安心な環境確保に取り組みます。

○ 公園や遊び場の整備

公園や遊び場で、安全に遊ぶことができるよう、遊具等の点検を行い、必要に応じて改修、整備を行います。

○ 遊び場マップの作成、配布

子どもが安全で、安心して遊べる遊び場の地図を作成、配布し、安全な遊び場所の情報提供に努めます。

○ 有害図書や有害サイトへの対策の取組

子どもに悪影響を及ぼす有害な環境（有害図書やインターネット等の有害サイトなど）の浄化を進め、子どもが健全に成長できる環境づくりに努めます。

○ 交通安全対策の推進

児童や高齢者等に対する交通安全教室の開催、ベビーシートやチャイルドシート使用の普及・啓発など、交通安全対策を推進します。

○ 「地域の子どもを見守ろう運動」の実施

各小学校が地域と連携し、子どもを見守る取組を行います。

○ 「地域子ども安全運動」の実施

町の公用車、教職員の自動車等により町内を巡回します。

○ 防犯ブザーの配布、貸与

緊急時に、周囲に危険を迅速に知らせ、子どもへの被害を阻止できるよう、児童に防犯ブザーを配布、貸与します。

○ 緊急避難場所の確保

町内全域に「子ども 110 番の家」を設置し、緊急避難場所を確保するとともに、設置場所の周知徹底を図ります。

■ 事業の数値目標

事業名		平成 21 年度 (現状値)		平成 26 年度 (目標値)	
平日昼間の保育サービス					
3 歳 未 満 児	認可保育所	2 4 0	人	2 7 0	人
	保育 5 サービス	2 4 0	人	2 7 0	人
	うち 家庭的保育事業	0	人	0	人
3 歳 以 上 児	認可保育所	1 4 4	人	1 7 0	人
	保育 5 サービス	1 4 4	人	1 7 0	人
	うち 家庭的保育事業	0	人	0	人
	保育 6 サービス	5 1 0	人	5 3 0	人
	うち 認可保育所＋家庭的保育 ＋幼稚園の預かり保育	5 1 0	人	5 3 0	人
延長保育事業		3 1 5 0	か所 人	3 4 0 0	か所 人
夜間保育事業		0 0	か所 人	0 0	か所 人
トワイライト事業		4 4	か所 人	4 4	か所 人
休日保育事業		0 0	か所 人	0 0	か所 人
病児・病後児保育事業		1 2 9 4	か所 日	1 2 9 4	か所 日
放課後児童健全育成事業		5 3 5 7	か所 人	5 3 9 0	か所 人
地域子育て支援拠点事業 (ひろば型、センター型、児童館型)		2	か所	2	か所
一時預かり事業		2 2 9 4	か所 日	2 2 9 4	か所 日
ショートステイ事業		5	か所	5	か所
ファミリーサポートセンター事業		1	か所	1	か所

第5章 計画の推進に向けて

1 庁内における総合的推進体制の充実

次世代育成支援に関する施策は様々な分野にわたるものであるため、推進にあたっては、全庁的な体制のもと、各施策の実施状況を把握し、評価・再調整などの継続的な取組を行います。

また、今後の社会・経済情勢や国・県の動向に適確かつ柔軟に対応するため、情報収集に努め、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。

2 進行管理・評価・チェック

計画の推進にあたっては、各施策が確実に実施されることが前提となります。

目標年次における到達をめざし、計画の実施状況を把握、点検し、適宜見直しを行い、その対策に反映させていきます。

3 住民・関係団体等との協働体制

次世代育成の取組を推進するうえで、住民・関係団体等の理解と参加が不可欠です。

この計画や実施状況等に係る情報を住民に分かりやすく周知し、情報を共有することで、広く意見や提言をしやすい環境づくりに努め、住民の参加と協力が得られる体制の整備と活動者・団体との連携を図ります。

資料

藍住町次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく次世代育成支援対策の実施について、藍住町次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するため、藍住町次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 行動計画を策定するための基本事項の検討及び総合調整に関すること。
- (2) 行動計画案の作成に関すること。
- (3) その他計画の策定に当たって必要と認められること。

(構成)

第3条 委員会は、委員12人以内で構成する。

2 委員は、次世代育成施策に関する見識を有する者のうちから、町長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の委員会の会議は、第5条の規定にかかわらず町長が招集する。
- 3 この要綱は、行動計画の策定が完了したとき効力を失う。

藍住町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

(50 音順・敬称略)

所 属 団 体 名	氏 名
藍住町議会厚生常任委員会委員長	江 西 博 文
藍住町主任児童委員（西部児童館保護者会会長）	◎ 河 野 学
藍住町副町長	北 口 高 義
ファミリー・サポート・センター アドバイザー	○ 木 村 政 子
藍住町社会福祉協議会事務局長（児童館受託者）	新 開 昭 夫
藍住町 P T A 連合会会長（南小学校 P T A 会長）	田 中 民 夫
藍住町議会総務文教常任委員会委員長	永 浜 茂 樹
藍住町民生委員・児童委員協議会会長	野 田 稔
藍住町医療機関 水井医院院長	水 井 三 雄
藍住町保健センター主任保健師	宮 本 洋 子
藍住町保育所総括所長	森 伸 二
藍住町教育委員会専任主幹	森 田 喜 代

※ ◎は会長、○は副会長

藍住町次世代育成支援行動計画（後期計画）

発行日／平成 22 年 3 月

発 行／藍住町福祉課

〒771-1292

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1

<TEL>088-637-3114

<FAX>088-637-3150
